

平成 30 年から変わること (2)

前回に続き、平成 30 年から変わることをお伝えいたします。

1 預貯金へのマイナンバーの付番制度 H30.1 から開始

銀行等も、一部のサービスについては従来からマイナンバーの提供を求めています(マル優、投資信託、保険等)。平成 30 年からは、いよいよ「預貯金付番制度」が開始となり、預貯金口座が対象になります。

(1) 提供依頼のタイミング

新しく口座を開設や定期預金の満期到来で更新(書換え)するタイミングで、窓口で依頼されるものと思われます(金融機関により具体的な方針は多少異なる可能性があります)。

(2) マイナンバー提供のため必要なもの

- ① マイナンバーの通知カード + 運転免許証など顔写真のある本人確認書類 又は
- ② マイナンバーカード です。

(3) 提出は任意であって、義務ではない

銀行窓口でマイナンバーの提供を「お願い」されると思われます。しかしまだ義務ではなく、提供するか否かは任意です。 提供しないことで口座作成等を断られる事は無いはずですが。

ただし国は 3 年以内に見直すとしており、いずれ義務化される可能性があります。

一方、証券会社の口座に関しては一足早く 2019 年 1 月から義務化されます。 マイナンバーの届出をしないままだと、証券会社によっては取引ができなくなる可能性がありますので、ご注意下さい。

(4) マイナンバーカード

山形県のマイナンバーカードの取得率は H29.8 現在で 6.7%と、全国平均の 9.6%をだいぶ下回っています。今後「マイナポータル」の利便性が高まると思われるので、取得してはいかがでしょうか。



2 休眠預金等活用法 H30.1 施行

10年以上、入出金等の取引がない預金等を「休眠預金等」といいます。

各金融機関は各預金者へ個別に通知(残高1万円以上のみ)し、またウェブサイトで2ヶ月間公告をしますが、通知が届かず、申出や異動がない預金等は、平成31年以降毎年一定の期日に預金保険機構に移管されることとなります。

しかし移管後でも預金者が申し出すれば銀行等は払い戻してくれるので、預金者が従来に比べて不利になることはありません。

個人の預貯金口座を一度リストアップして、何の目的の口座なのか、印鑑はどれなのかなど棚卸してみてください。財産管理につながり、休眠化も防げるものと思われます



3 つみたてNISA H30.1 から開始

非課税投資総額が、年間積立額 40 万円 * 20 年で最大 800 万円という制度です。詳しくは「向日葵だより」平成 29 年 9 月号(又は弊事務所サイト)をご参照下さい。尚、マイナンバーの提供が必要です。

4 平成29年確定申告の準備(医療費控除) 国税庁サイトで「準備編」開設済み

29 年分の確定申告から次のようになりましたので、あらかじめご確認下さい。

- (1) 税務署に医療費の領収書の提出又は提示は不要となりました(5 年間自宅等での保管は必要)。
- (2) その代わりに、医療を受けた人・医療機関ごとに集計した「医療費控除の明細書」を提出することとなりました(従来と若干様式が変わりました)。事務所へは引き続き領収書もご提出願います。
- (3) 「医療費のお知らせ」はこれまで利用が認められていませんでしたが一転して、平成 29 年分からは使えることになりました。、ただし原本の提出が必要です。
- (4) セルフメディケーションとどちらが有利かを、国税庁サイトでシミュレーションできます。

@1月の予定

- 1/10・12月分源泉所得税
 - ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 1/31・11月決算法人の確定申告
 - ・2, 5, 8月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

